

学生各位

小樽商科大学危機対策本部会議

### 当面の課外活動（サークル活動等）の中止及び学内施設の利用禁止について

新型コロナウイルス感染症が世界的な流行を見せ、その収束の兆しが一向に見えない中、最近では、複数の都道府県において、海外から帰国した大学生が国内での感染拡大の原因となっているとの報道がなされています。

本学ではこのような状況を重く受け止め、4月1日より、当面、サークル活動等の課外活動については中止するとともに、学内施設の利用を禁止することとしました。

その理由は、課外活動の具体的な活動内容として、室内でのミーティング、屋内外での試合・練習等、飲食を伴う懇親会等の実施、新入生の勧誘活動等が想定されますが、こうした活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に重要とされる3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）を完全に回避できるものではないと考えられるからです。

こうした措置は、本学の学生が感染拡大の原因となることを予防し、その家族や友人等、大切な人を危険から守るためのものです。学生諸君においては、その趣旨を十分理解し、自ら良識を持って感染拡大防止に取り組むよう心がけてください。

#### 1. 課外活動の中止について

- (1) 課外活動（サークル活動を含む、以下同じ。）については、令和2年4月1日より、当面、中止するものとする。
- (2) 活動再開を認める時期は別途周知するが、少なくとも令和2年5月6日までは中止の措置を継続するものとする。
- (3) この課外活動の中止の措置は、
  - ・学外者を含む活動であるか否か
  - ・複数人での活動であるか否か
  - ・近日中に大会・試合の類が予定されているか等の個別の事由にかかわらず、中止とするものである。  
また、新入生の勧誘活動も中止の対象となるので、注意すること。

#### 2. 学内施設の利用禁止について

- (1) 感染拡大防止の観点から、以下の施設を利用禁止とする。
  - ・講義室・ゼミ室等（1～5号館の全て。ただし、学生何でも相談室及び特別修学支援室については、事前に予約をしている場合等は利用を認める。）
  - ・体育館
  - ・サークル会館

- ・合宿所
- ・グラウンド（山上グラウンドを含む）
- ・テニスコート（硬式・軟式の両方）
- ・弓道場
- ・大学会館（生協を除く）
- ・祝津マリーナヨット艇庫
- ・茨戸ボート艇庫（石狩市生振 367）
- ・キャリア支援センター
- ・附属図書館
- ・情報総合センター（やむを得ない事由で実習室のパソコンを利用する場合を除く）
- ・言語センターマルチメディアライブラリー

(2) 上記の施設の利用禁止は、令和2年4月1日から開始するものとし、利用再開の時期は別途周知する。

(3) 上記施設に保管している私物の回収や貸出図書の返却等のため、やむを得ず上記施設に立ち入る必要がある場合は、以下の問い合わせ先に事前に連絡等を行い、許可を得ること。私物の回収等の用件が済んだ後は、直ちに当該施設から退去すること。

なお、附属図書館と情報総合センターの利用に関しては、別途周知する「附属図書館 臨時休館のお知らせ」、「情報総合センター利用禁止のお知らせ」も確認すること。

(本件問い合わせ先)

附属図書館に関すること

附属図書館（学術情報課）利用者支援係

TEL：0134-27-5273, 6541

E-Mail：lib-unyo@office.otaru-uc.ac.jp

情報総合センターに関すること

情報総合センター（学術情報課）情報処理係

TEL：0134-27-5284, 5283

E-mail：cj@office.otaru-uc.ac.jp

上記の施設以外に関すること

学生支援課学生支援係

TEL：0134-27-5245

E-mail：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp